

すよっと ひといき

2回に渡ってお届けしてきました二輪車教習のお話の最終回です。9月から教習を開始し、11月終盤には教習の終わりが見えてきました。しかし、ここで問題発生。12月の教習の予定を入れる相談を指導員さんとしていたのですが、見事に私の休みと指導員さんの空き時間が合わず…。あと数回で卒検というところで11月最後の教習から次の教習までほぼ1か月教習が無いという事態になってしまいました。仕方のないことではあります、終盤に不安を残すことになりました。

12月の久々の教習ではエンストしてしまうのではないか、技術が失われて教習課題の練度が落ちている懸念もありましたが、思ったよりも普通に乗ることが出来、課題も特に問題ありませんでしたが、一本橋のタイムは相変わらず中々10秒を超える試験に不安を残しました。そして、いよいよ卒検当日を迎えます。卒検のコースは3コースあり、それぞれ何度も練習を繰り返していましたが、卒検で走るコースは当日までわかりません。当日の受付で受験番号と卒検のコースが伝えられます。受験者は私を含めて3人でした。独特の緊張感が高まります。試験を受けるのが久しぶりで、しかも学科試験ではなく実技というのがなあさら緊張します。私の出走はちょうど真ん中の2番目でした。…といつても、ほかの受験者にずっと見られているわけではなく、試験官の監視のもと一人での挑戦となります。試験課題コースを走る前に、1周だけコースの外周を走ることができ、そこでその日乗る教習車の感覚や少しジグザグ走行をして体を慣らしてから試験に挑むことができます。

そして、いよいよ迎えた試験本番。8の字走行、スラローム、坂道発進などを無事こなし、一番の鬼門、一本橋へ向かいます。一本橋は脱輪してしまうと一発で検定中止、アウトとなってしまうのでそれだけは避けたいところです。速度を気にしつつも、バランスを取り前進。一瞬車体が傾きヒヤッとしましたが、無事脱輪することなく通過できました。しかし、体感での通過タイムはおよそ8秒。通過タイムを見られる時計に目をやる余裕がなくタイムを確認できませんでしたが、試験課題はまだ続きます。波状路、踏切、クランク通行、急制動と、無事すべての課題を終えることが出来ました。

あとは結果発表を待つのみ。実は一本橋は10秒以上が目標タイムなのですが、10秒に足りなかつた分は減点されるという仕組みでした。減点方式で100点満点中70点を下回ると不合格となります。試験を終えてから1時間、いや、感覚的にはそれ以上待たされた気もしましたが、無事合格。合格のみが伝えられ、実際100点満点中何点だったのか分からぬのがすごく気になりました。最後に免許交付の際の注意点や安全運転への心がけなどを聞き、4か月にも及んだ教習所通いも終わりを迎えました。初回にもお話を通り、まだバイクは購入していませんし、当面購入予定もありません。もちろんいつかは欲しいのですが、どちらにしても安全運転を心がけていきたいと思っています。

3号にわたり私のチャレンジにお付き合いいただきありがとうございました。



首藤亮太

あとがき

2月19日～3月5日頃は二十四節氣の中で雨水（うすい）にあたります。

江戸時代に発行された暦の解説書（暦便覧）には「陽氣地上に發し 雪水とけて雨水となれば也」と記されており、空から降る雪が雨へとかわり、大地を覆う雪や氷がとけて水になる頃とされています。厳しい寒さが少し和らいで、徐々に春の気配を感じるこの季節にぴったりな言葉ですね。

今年は2月19日が雨水の日です。雨水の日にお雫様をお飾りすると縁起が良く、良縁に恵まれるという言い伝えもあります。お飾りする日を迷っておられる方は、良縁を願って雨水の日にお飾りしてみてはいかがでしょうか。



出口秀美

お問い合わせ
資料請求

フリーダイヤル
0120-44-5880
365日24時間対応しております。
【通話無料】携帯電話でもつながります。

ドリーマーご自宅出張
無料事前相談実施中 !!

葬儀の現場から ~この『ご縁』に感謝~

「先生から聞いて覚悟をしていたつもりだったけれど、母の死を目の当たりにし、どうすれば良いのか分からぬのです」そう長女様はおっしゃられました。大切な方の死は、どの様な状況でも受け入れがたいものです。ほんの少しでも、その心に寄り添うために私達にできることは、大切な方を後悔なくお見送りできる環境をつくり、お手伝いすることだと思っています。



今回主となって葬儀についてお話をされたのは、不安を口にされた長女さまでした。二十数年前にお父様の葬儀を主となり執り行なったそうなのですが、その当時不安が募った中でのお別れとなり記憶が定かではないとのことでした。長女様のご主人様とお子様も交え故人様の話をお聞きしているうちにお母様との想い出や、こうしてあげたいなど少しづつ想いをお話していただける様になりました。近しい家族で見送ってあげたいこと、お花が好きだったので祭壇は母らしい華やかで優しい色合いの生花で飾ってあげたいこと、大好きだった『にぎり寿司』をお供えしてあげたいことなど…。今までの経験上、にぎり寿司は生ものである鳥、祭壇にお供えすることやお棺にお入れするのは難しいかもしれない事をお伝えし、可能かどうか確認しますとその場を後にしました。

難しいことを承知の上で宗教者様に相談したところ、「我々の考え方としては、当家の思いをそのまま表現出来ることを望みます。お気持のままで構いませんので、尽力してあげて下さい」とお言葉をいただきました。その温かい言葉を長女様お伝えすると「まさか！ 本当ですか！ ? 有難うございます！」と笑顔で喜んでいただき、宗教者様に感謝されました。私自身も宗教者様の『当家の思いを大事に、尽力してあげてください』の言葉に勇気をいただきました。

設営の準備の最中、式場にこられた長女様のお子様より「自分はたった一人の孫ということもあり本当に祖母に大事にされ、可愛がられていました。大切な人を亡くし、悲しみにふけるかと思っていました。ただ今は自分でも信じられない変化が生じています。大好きだった祖母を悲しむことなく、笑顔と幸せな気持ちで送れそうです。ありがとう。祖母が、伊藤さんという担当者に巡り合ってくれたと思っています。このご縁に感謝します。」との言葉をかけていただきました。

今回の葬儀を通して、ご縁という決して見えない事柄に『常に感謝』するという大きな意味を与えて頂き、自身の今後の原動力を頂く事が出来ました。



伊藤寿浩

遺言では実現できない新たな相続対策シリーズ② ～復習編～

新しい認知症対策である「家族信託」のメリットって何?? (1月号の続き)

～復習編～

家族信託のメリット

①権利はそのまま！ 名義だけ移動！

認知症、病気、判断能力低下など…。所有者に何かあると、不動産売却、活用、相続対策ができません。権利は移動せずに、財産の名義を信頼できる家族に変更することで、それらを可能にできる制度が「家族信託」です。

②成年後見制度を使わずに親の財産管理ができる！

成年後見制度は手続きが煩雑！ 成年後見制度は本人のための制度で、ご家族のための対策を成年後見人が行なうことが原則できません。親が元気なうちに信頼できる家族との間で信託契約を締結することで、成年後見人をつけなくてもご家族だけで財産管理をすることもできます！

③遺言と同じように財産の承継先を決められる！

家族信託をご利用頂くことによって、遺言と同じように財産の承継先を予め決めることもできますし、通常の相続と同じように親が亡くなった後に財産承継先を法廷相続人の協議で決めることもできます。更に遺言ではできなかった配偶者や子が亡き後の2次相続以降の財産承継先も定めることも可能です。

④贈与税、所得税などの税金はかかりません！！

家族信託は、権利はのままで財産の名義だけが変更される制度です。その財産から発生する権利や利益は、全て本人のものとなるので、贈与税、不動産取得税などの税金はかかりません。

次回の復習シリーズでは、「認知症対策として成年後見制度があるって聞いたけど…？」と題してお伝えして参ります。 やまびこグループ 司法書士/行政書士/相続資産コンサルタント 進藤 裕介